

< PCRクラミジア・ゴノレア同時算定に関するお知らせ(速報) >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省よりPCR検査における淋菌及びクラミジアトラコマチス検査の保険点数同時算定に関しまして、平成18年11月1日より適用される事となりました。(平成18年10月31日保医発第1031002号)

取り急ぎ御案内致しますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

受託項目	:	PCRクラミジア・淋菌ゴノレア(同時算定)
ご依頼方法	:	545 PCRクラミジア、546 PCRゴノレアを同時にご依頼頂いた場合、下記保険点数の算定となります。
保険点数	:	実施料 300点 判断料区分 微生物学的検査
検査料金	:	2,400円
検査容器	:	従来のPCR容器1本で検査可

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(7) (略)

(8) 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査

ア. 「5」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。

ただし、区分「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同区分「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

イ. 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。

(9)～(19) (略)